

香川県障害者スポーツ協会会則

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 この会は、香川県障害者スポーツ協会（以下「協会」という。）という。

(事務所)

第2条 協会は、事務所を高松市田村町1114番地 かがわ総合リハビリテーション事業団（以下「事業団」という。）に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、障害者がスポーツによって社会生活への適応力を高め、身近な地域で日常的にスポーツを楽しむ環境を充実させるとともに、競技スポーツとしての競技力の向上を図ることにより、総合的な障害者スポーツの振興を推進し、障害に対する理解を深め、もって、障害者の自立と社会参加を促進することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 障害者スポーツの普及及び啓発に関すること。
- (2) 障害者スポーツ大会の開催に関すること。
- (3) 障害者スポーツ指導員の養成及び支援に関すること。
- (4) 全国大会等への選手派遣及び強化練習に関すること。
- (5) 障害者スポーツに関する教室や研修会の開催に関すること。
- (6) 障害者スポーツの関係団体との連絡・調整に関すること。
- (7) その他協会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

第3章 財務

(財源)

第5条 協会の運営に要する財源は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 補助金、助成金及び委託金
- (2) 会費
- (3) 寄附金
- (4) その他の収入

(事業計画及び収支予算)

第6条 協会の事業計画及び収支予算は、会長が編成し、その会計年度開始前に、総会の議事を経て定める。

(事業報告及び収支決算)

第7条 協会の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後3月以内に、会長が作成し、監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第8条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 会 員

(会員)

第9条 協会は、第3条の目的に賛同した、次に掲げる個人又は団体（以下「会員」という。）をもって組織する。

(1) 正会員

ア 障害者スポーツを愛好し、又は障害者スポーツに深い理解のある個人
(イ～オに所属している者を除く)

イ 障害者競技団体

ウ 障害者福祉団体

エ 関係団体

オ 教育・行政機関

(2) 賛助会員

協会の事業を援助する個人又は団体

(入会及び脱会等)

第10条 新たに正会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、総会の承認を受けるものとする。

2 正会員が脱会しようとするときは、理由を付して脱会届を会長に提出しなければならない。

3 賛助会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出するものとし、その資格は、会費を納入した年度に限り有効とする。

4 会長は、会員が協会の会員として不相当と認められるときは、総会の承認を得て、会員資格を取り消すものとする。

(会費)

第11条 次に掲げる会員は、その区分に応じ、会費を納めなければならない。

(1) 正会員

ア 個人 年額 1,000 円

イ 団体 年額 5,000 円

(2) 賛助会員

ア 個人 1口 年額 1,000 円

イ 団体 1口 年額 5,000 円

第5章 役 員

(会長及び副会長)

第12条 協会に、会長を1名、副会長を2名置く。

2 会長は、正会員の互選によって定める。

3 副会長は、会長が指名する。

(会長及び副会長の職務)

第13条 会長は、協会の会務を総理し、協会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事)

第14条 協会に、監事2名を置く。

2 監事は、総会の承認を得て、会長が選任する。

(監事の職務)

第15条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 協会の会計及び業務執行状況を監査すること。

(2) 会計又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(3) 前号の報告をするために必要があるとき、総会の招集を請求すること。

(役員報酬)

第16条 役員は、無給とする。

(役員任期)

第17条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 役員は、任期中においても、総会の承認を得て辞任することができる。

3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第6章 総会

(総会)

第18条 総会は、毎年2回以上必要に応じ、会長が招集する。

2 会長は、正会員現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集の請求があったときは、速やかに総会を招集しなければならない。

3 総会の議長は、会長とする。

(定足数)

第19条 総会は、正会員現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第20条 総会の議決は、この会則に別段の定めがあるものを除くほか、出席正会員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(欠席者の表決)

第21条 正会員は、総会に出席できないときは、当該議事につき書面をもって表決することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(書面による表決)

第22条 会長は、緊急の処理を必要とすると認めた事項については、書面により賛否を求め、これをもって総会の議決に代えることができる。

2 前項により処理した場合は、会長は、次の総会においてその旨を報告しなければならない。

(議事録)

第23条 総会の議事については、議事録を作成し、出席者代表2名が記名押印し、これを保存する。

第7章 部 会

(部会)

第24条 協会に、部会を置くことができる。

2 部会の部会長及び部会員は、会長が委嘱する。

3 部会は、専門的事項について、検討・調整を行う。

4 部会は、必要に応じ、部会長が招集する。

第8章 事務局

(事務局)

第25条 協会の事務を処理するための事務局を事業団に置く。

2 事務局に、事務局長、事務局次長及びその他職員を置く。

第9章 会則の変更

(会則の変更)

第26条 この会則は、総会において、正会員現在数の3分の2以上の議決により、変更することができる。

第10章 補足

(その他)

第27条 この会則に定めるもののほか、協会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この会則は、設立の日から施行する。

2 この協会の設立年度の事業計画及び収支計画は、第6条の規定にかかわらず、別紙1のとおりとする。

3 この協会の設立当初の会計年度は、第8条の規定にかかわらず、設立の日から平成27年3月31日までとする。

4 この協会の設立当初の正会員は、別紙2のとおりとし、役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、設立の日から平成28年3月31日までとする。

5 第12条第1項の改正規定については、平成28年6月21日から施行する。

6 第9条の改正規定については、令和3年3月31日から施行する。